（国税局長又は税務署長への権限の委任）

第三十八条　国税庁長官は、前条の規定により委任された権限の全部を、納付義務者の事業所又は事務所の所在地（厚生年金保険法第八条の二第一項の適用事業所にあっては同項の規定により一の適用事業所となった二以上の事業所又は事務所のうちから厚生労働大臣が指定する事業所又は事務所の所在地とし、同法第六条第一項第三号に規定する船舶所有者（以下この項において「船舶所有者」という。）にあっては船舶所有者の住所地又は主たる事務所の所在地（仮住所があるときは、仮住所地）とする。次項において同じ。）を管轄する国税局長に委任する。

2　国税局長は、必要があると認めるときは、前項の規定により委任された権限の全部を納付義務者の事業所又は事務所の所在地を管轄する税務署長に委任する。

（機構への事務の委託）

第三十九条　厚生年金保険法第百条の十第二項及び第三項の規定は、法第七十一条第八項の規定による機構への事務の委託について準用する。この場合において、厚生年金保険法第百条の十第二項中「機構」とあるのは「日本年金機構（次項において「機構」という。）」と、「前項各号に掲げる」とあるのは「子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七十一条第八項の規定により機構に行わせるものとされた」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「子ども・子育て支援法第七十一条第八項及び子ども・子育て支援法施行令第三十九条において準用する前項」と、「第一項各号に掲げる」とあるのは「同法第七十一条第八項の規定による」と読み替えるものとする。

（法第七十一条第九項の政令で定める法人）

第四十条　法第七十一条第九項の政令で定める法人は、日本私立学校振興・共済事業団並びに法第六十九条第一項第三号及び第四号の法律に基づく共済組合とする。

（拠出金等の取立て及び政府への納付）

第四十一条　法第七十一条第九項の規定による拠出金等の取立ては、前条に規定する法人が法第六十九条第一項第二号から第四号までの法律に基づき掛金又は負担金を徴収する同項第二号から第四号までに掲げる者について、当該掛金又は負担金の取立ての例に準じて行うものとする。

2　法第七十一条第九項の規定により取り立てた拠出金等については、その取立てをした月ごとに取りまとめ、これに納付書を添えて、速やかに、日本銀行に納付しなければならない。

附則第七条第一項中「附則第七条第一項」を「附則第十一条第一項」に改め、同条第二項各号列記以外の部分中「第八条第一項」を「第十八条第一項」に、「第八条第二項」を「第十八条第二項」に改め、同項第一号及び第二号中「第八条第一項」を「第十八条第一項」に改め、同条を附則第十一条とする。

附則第六条中「前三条」を「附則第六条並びに前二条」に改め、同条を附則第十条とする。

附則第五条中「（昭和四十六年法律第七十三号）」を削り、同条の表児童手当法第二十一条第二項の項及び児童手当法第二十二条第一項の項中「附則第五条」を「附則第九条」に改め、同条を附則第九条とする。

附則第四条を附則第八条とする。

附則第三条第一項の表法第六十七条第一項の項、法第六十八条第一項の項及び法第八十七条第二項の項中「附則第三条第一項」を「附則第六条第一項」に改め、同条を附則第六条とし、同条の次に次の一条を加える。

（委託費の支払に係る施設型給付費等負担対象額の算定に係る技術的読替え）

第七条　前条第一項の規定により法第六十五条第二号、第六十七条第一項及び第六十八条第一項の規定を読み替えて適用する場合における第二十三条の規定の適用については、同条第三項中「の合算額」とあるのは、「及び法附則第六条第一項に規定する委託費の支払に要する費用の額との合算額」とする。

附則第二条中「市町村（特別区を含む。以下同じ。）」を「市町村」に改め、同条の次に次の三条を加える。

（子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律によりなお従前の例によることとされた改正前の児童手当法に係る特例）

第三条　子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）第三十八条の規定によりなお従前の例によることとされた同法第三十六条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第二十条の拠出金に関する第三十五条の規定の適用については、同条第二項第三号中「保険料、厚生年金保険」とあるのは「保険料、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）第三十八条の規定によりその徴収についてなお従前の例によることとされた同法第三十六条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定による拠出金、厚生年金保険」と、「保険料、特例納付保険料」とあるのは「保険料、拠出金、特例納付保険料」とする。

（平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律により適用される旧児童手当法に係る特例）

第四条　平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（次条において「旧児童手当法」という。）第二十条の拠出金に関する第三十五条の規定の適用については、同条第二項第三号中「保険料、厚生年金保険」とあるのは「保険料、平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定による拠出金、厚生年金保険」と、「保険料、特例納付保険料」とあるのは「保険料、拠出金、特例納付保険料」とする。

（平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法により適用される旧児童手当法に係る特例）

第五条　平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第百七号）第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第二十条の拠出金に関する第三十五条の規定の適用については、同条第二項第三号中「保険料、厚生年金保険」とあるのは「保険料、平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第百七号）第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定による拠出金、厚生年金保険」と、「保険料、特例納付保険料」とあるのは「保険料、拠出金、特例納付保険料」とする。

附則に次の八条を加える。

（法附則第九条第一項第一号イの政令で定める額）

第十二条　第四条第一項及び第四項の規定は、法附則第九条第一項第一号イの政令で定める額について準用する。この場合において、第四条第一項中「第二十七条第三項第二号」とあるのは「附則第九条第一項第一号イ」と、「同条第一項」とあるのは「法第二十七条第一項」と読み替えるものとする。

（法附則第九条第一項第二号イ(1)の政令で定める額）

第十三条　第五条第一項及び第四項の規定は、法附則第九条第一項第二号イ(1)の政令で定める額について準用する。この場合において、第五条第一項中「第二十八条第二項第一号」とあるのは「附則第九条第一項第二号イ(1)」と読み替えるものとする。

（法附則第九条第一項第二号ロ(1)の政令で定める額）

第十四条　第六条の規定は、法附則第九条第一項第二号ロ(1)の政令で定める額について準用する。この場合において、第六条第一項中「第二十八条第二項第二号」とあるのは「附則第九条第一項第二号ロ(1)」と、「同条第一項第二号」とあるのは「法第二十八条第一項第二号」と読み替えるものとする。